

一般 [素養重視方式]

## 小論文

### 受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 9 ページまであります。
4. 試験時間は 90分 です。  
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計(計時機能のみのもの)以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってかばんにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

# 小論文

---

## 問題

次の資料を読んで以下の問いに答えなさい。

- (1) 資料の中でO委員が指摘する問題点としてどのようなものがあげられていますか。
- (2) 資料の中でO委員は改善すべきであるとしてどのような提案を行っていますか。
- (3) 資料の中でT大臣政務官は改善すべきであるとしてどのような提案を行っていますか。
- (4) 資料中にある「インセンティブのねじれ」とは何を意味するか説明し、その上でこれに対するO委員とN大臣の見解をそれぞれ述べなさい。
- (5) 資料の中の議論から、今後の会社法のあり方についてはどのようなでなければならぬと考えられますか。

資料〔第166回国会 衆議院 法務委員会 第18号（平成19年5月22日（火曜日））  
会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

〇〇委員 民主党の〇でございます。

きょうは、一般質問の時間をいただきましたので、N大臣、そして金融庁の皆さんも含めて、外国人の労働者受け入れ問題、そして金融絡みの会社法の問題等々について質問をさせていただければと思います。

通告の順番を変えさせていただきまして、まず、金融関係の方から質問をさせていただきたいと思います。

先般来、この法務委員会で議論をさせていただいておりまして、N大臣と議論させていただく中で、私が常日ごろから主張させていただいていた問題は、法務省が管轄していらっしゃるいろいろな法律、民事、刑事、そして矯正、更生、これは、社会の成り立ち、あり方、そして経済の成り立ち、あり方に非常に広範な影響を及ぼし得る問題であるがゆえに、他省庁ともしっかりと連絡をとり合いながら、国の形というものを大きく見据えながら、ぜひ検討していただきたいということを申し上げ続けてまいりました。

今般、もう二年になりますけれども、大改正が行われました。まさに、商法の会社法の部分、今回会社法になったわけですが、会社法などというのは、本当に、社会全体の成り立ち、経済全体の成り立ちに大きな影響を与え得る、そういうふうなものだと思いますので、やはり常日ごろから見直し、そして検証をしていくべきだというふうな気が私はしておるんですね。

それで、今回指摘したいのは公認会計士との関係なんですけれども、私自身は、この数年間に起こった一連の会社関係の問題、ライブドアの事件もありました、それから、その少し前には西武鉄道の事件やカネボウの事件、村上ファンドの事件、会社をめぐるいろいろな事件がありました、主には上場会社をめぐる事件でございましたけれども、この辺は、実は、会計のあり方との問題が非常に大きかったと思うんですね。

日本の会計制度がどのくらいよいものになっているかというのは、これはいろいろ議論のあるところだと思います。アメリカでも、エンロン事件があって、会計制度のあり方自身からいろいろな問題が生じてきているところはございます。

今般も会計士法の改正というものが国会に出されておりまして、会計士の皆さんがよりよく働けるように、より正しいインセンティブを持って働けるように、かつ、監督、監視の部分もより強化して行われるようにというような法案が提出されて、今後恐らく審議されていくんだろうと思いますが、二年前に会社法が改正されて、この公認会計士の部分についてもいろいろな改正がなされていますね。会計監査等々の部分についてもいろいろな改正がなされていますが、一つの問題として、会社法改正後にやはりまだ残っている問題だというふうに言われている問題で、いわゆる監査法人の行動といいますか、行動原理に対するインセンティブのねじれ問題というのがよく言われております。

これはどういう問題かと申しますと、大会社においては外部からのチェックの目を注ぐということで、公認会計士、監査法人が監査を行っていくわけですが、この公認会計士を選任したり、あるいは報酬を決めたりするのは基本的に会社側である、会社側がビジネスの生殺与奪の権利を握っている、そういう会社に対して、果たして、外部の目を施す監査法人が本当に直言できるのか、正しいことを言っていけるのか、そのインセンティブのねじれ問題というものがありました。

これに関して、法務省でもいろいろな検討をなされているんだと思いますけれども、金融庁の方では、金融審議会の方で、公認会計士制度部会の方でも議論がなされた上で、このインセンティブのねじれ問題に関して指摘がなされています。

どういう指摘かと申しますと、ポイントは、会計監査人の選任に関する議案の提出について監査役の同意権だけにとどまるのか、あるいは報酬についても監査役の同意権だけにとどまるのか、それとも、監査役にもう一步マネジメントと同じ能動的な役割を認めて、提出権も行っていくのかということだと思います。

金融庁において指摘されておりますこのインセンティブのねじれ問題については、「関係当局において早急かつ真剣な検討がさらに進められることを期待したい。」というふうに指摘されておりますけれども、金融庁としては、この点について、どういう思いで、どういう考えからこれを指摘されていらっしゃるんでしょうか、考えをお聞かせください。

○T大臣政務官 まさに、我が意を得たりという質問をいただきました。

これは、私が金融担当の政務官になる前、自民党の部会でもこの問題は法務省さんにお願いをしてきましたし、金融担当の政務官になった後は、金融審議会の公認会計士制度部会、ここでも法務省さんの方にお願いをしてきたことです。

いろいろ法律を変えても、先生が言われたように、やはり商法をより一層充実していただく、本当に大改正でかなり使い勝手のいいものにしていただいたんですが、貯蓄から投資へ、これを今金融庁は一生懸命進めています、やはり一般投資家の保護、これを図るためには、より一層の商法の改正をお願いしたいというのが本音でございます。

例えばどういうところかといいますと、今言われました監査役の地位向上、まず第一点はこれですね。監査役が社内で同意権は得ましたけれども、やはり外部監査人の選任権や報酬決定権、これをしっかり持ってほしい。

ほかに、権限だけじゃなくて、責務もしっかり負うためには、監査人にしっかりした人を選んでほしい。例えば、会計の一般知識のある方、ビジネス法務に通じた方で、企業の意味決定に対して実務的経験のある方、こういう要件もしっかり入れていただいているかどうかというのがあります。

第二に、ここからちょっと個人的な見解なんですけれども、経営陣に対する刑事罰の強化、これもやっていただきたいと思うんですね。中でも、時効までの期間をもっと長くしていただきたい、これは私の思いです。といいますのは、今、大体七年間ですよ。しか

し、今上場企業を見ても、社長七年、会長七年、最高顧問とかなんとかいって七年、合計で二十年ぐらいいるわけですよ。七年たてば自分のやったことがもみ消せる、そうじゃなくて、二十五年たっても二十年前のことが問われる、そういう可能性が出てくれば、経営陣もびしっと締まると思うんですね。

最後は、委員会等設置会社の義務づけ。これは、上場企業の経営者に聞いてみますと、何がネックになっているのか、委員会等設置会社はなかなか普及しません、やはり人事委員会と報酬委員会にあるみたいです。やはり、部外者に人事や報酬のことを言われるというのはなかなか納得できない。ですので、委員会等設置会社の一つの類型として、人事委員会、報酬委員会がない類型を採用できる、そういうことになりますとまた大きく変わりますし、そういうものを強制していくというのも一つの考えではないか。

こういう三点につきまして、ぜひ、法務省さん、今まで一生懸命努力いただいています、より一層の努力をしていただきたい。貯蓄から投資を進める金融庁としてはそういう思いであります。法務省さん、よろしく願います。

以上です。

〇〇委員 今、政務官の方からお話をいただきました。私も、基本的な流れとして実は政務官と非常に似たような考え方を持っておりまして、まさに貯蓄から投資へという考えを述べられましたけれども、そのためには、受け皿である公的な責務を負う企業というもの、会社というものがしっかり運営されるような仕組みを会社法なりそれ以外の法律なりで持っておかないと、投資家がなかなかしっかりとしたインベストメントとしてやっていけないということがあると思うんですね。

今、金融庁の方から御説明のあった、あるいは御要望のあったような点に関して、これは金融審議会においては、「関係当局において早急かつ真剣な検討がさらに進められることを期待したい。」ということで、相当踏み込んだ書き方がされているわけですが、法務大臣にお尋ねしたいんですが、この問題に関して、法務省としてはどういう検討をされていて、今後どういうふうな進み方で検討されようとしているのか、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

〇N 国務大臣 御指摘の定義にあります会計監査人の報酬の決定等について、監査役等はその権限を付与するという方策につきましては、今政務官からお話がありましたが、会社法の審議に当たって法制審議会でもその議論があって、それがいいかどうかの検討がされました。ただ、報酬の決定は会社の業務執行の一つでありますし、監査役等は本来、業務執行と離れた地位から監視、監督を行う地位にある者ということになりますので、法制審ではこの方策は相当でないものということで採用されないで、現行の同意制度ということになった経過であります。

この報酬決定の同意の制度というものも、三月期決算の会社においては本年六月の定時

総会で選任される会計監査人から適用されることとされておるわけでありますので、実質的にはまだ施行されていないという状況にあるわけです。

したがって、今後とも、我々としては、この新たな制度の実施状況を見守って必要な検討を行うというふうにご考えておるところでございます。

〇〇委員 今の議論を法務省の方とすると、必ず今の答弁が返ってくるわけでございます。今般の株主総会を経て、いわゆる監査役に同意権を与えるという形で新たな仕組みがやっと今回入ってくるので、それによる効果を見きわめていきたいというような答えが今のように戻るわけでございますけれども、大臣、もうちょっとそこを突っ込んでお尋ねしたいんです。

そうすると、今回新たに、どのくらいの会社になるかわかりませんが、監査役に対して同意権を盛り込む会社が出てくるかもしれないですね。確かに、業務執行権を与えるというところまで今回法制審で踏み切れなかったわけですが、少なくとも同意権を与えるというところまで今回法改正がなっているわけでございます。同意権を与えてどのような効果が出てきたかということに関しては、今回株主総会を経て新たな企業が出てきた場合には、それを例えば幾ばくかの期間の後にヒアリングなり情報徴求するなりして調べる、そういうふうな具体的なおつもりがあるかどうか、その辺についてお答えいただければと思います。

〇N 国務大臣 具体的な手法については民事局長からまた補足で話をさせますけれども、今おっしゃったようなことも必要かもしれませんし、いずれにしても、いろいろ従来から議論のあったところですし、また、今既に金融部会等々でも議論のあっているところですから、それに合った形で状況をよく見きわめたいと思っております。

〇T 政府参考人 この問題は、おっしゃるとおり、非常に重要な問題でございますと同時に、非常に実務的な問題でもございます。監査役の関係団体等も、これの運用のためにいろいろな運用基準等を工夫されておられると既に聞いておりますけれども、株主総会が非常に多く行われる今回の六月以後、早急に関係者の間からヒアリング等をいたしまして運用の実情を十分調査したい、その上でいろいろな判断をさせていただきたいと思っております。

〇〇委員 今、六月以降、会社のあり方が変わったところから、早急にヒアリング等々をして実情を踏まえ、判断をしていきたいということでございました。

やはり、会計の問題というのは、企業経営のかなり根幹の部分握る、ガバナンスにしても、あるいは財務面のガバナンスにしても、相当の根幹の部分握るんだと思うんですね。ここがしっかりしてこそ、会社制度というものもしっかりするし、かつ、会社制度と

いうものに投資をする投資家も育つし、かつ、投資家が育つことによって金融市場自体がきちんと成長していくということになると思うんです。

新聞等々で読みますと、金融庁の方で、東京に外資系の金融機関がきちんと来れるようにいろいろな促進策を図っていくというような報道も出ておりますけれども、そういう方策と同時に、こういう非常に基本的な、投資家がいわゆる会社の株式というものに投資しやすくなるように、基本的なインフラとして、会計制度、そして会社法制度というもののやはりきちんと時宜に合った改正をしていくべきだと思いますので、ぜひ早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

それからあと、もう一つ踏み込みまして、先ほど金融庁の政務官の方からも話がありましたが、幾つか指摘をされまして、会計士の問題以外にも、経営陣に対する責任追及の時効の問題、それから委員会等設置会社の義務づけ等々の問題も今御指摘になりました。

こういう御指摘も私も非常に共感のできるところでございまして、特に、企業のガバナンスというものを強化する観点から、経営陣にしっかり責任をとらせる、事後的に責任をとらせるという意味において時効の問題もありましょうし、かつ、業務執行中の責任をとらせるという意味において委員会等設置会社等々の仕組みを整備することによってインセンティブ関係をはっきりするようになるというのは非常に重要なことだろうというふうに私は思います。

こういう議論を実は我々民主党でもやっておるわけでございますけれども、議論していく中で、細かい論点、委員会等設置会社等々の効果や、あるいは現状等々についても、これからまた一般質疑の中で大臣ともいろいろ議論させていただきたいと思っておりますけれども、きょうはその総体として、今おっしゃったような非常に重要なポイント等々も含めて、会社の中でもやはり大きな会社と中くらいの会社と小さな会社とございます、そういう雑駁な言い方もありますけれども、もっとわかりやすい言い方で言うと、上場会社と非上場会社、これはやはり非常に、会社の行動、そして社会に与える影響、それからもちろん資本市場に与える影響なんかも相当違うんだと思うんですね。だから、上場会社を一くくりとして、今の会社法と同じような規制の仕組みでいいんだろうかという目で見ていく必要が私はあるんじゃないかというふうに思うんです。

いろいろな議論の中で、我々民主党では公開会社法という言い方をしていますけれども、今の会社法では、公開会社というのは譲渡制限があるなしで決めているので、それではなくて、我々民主党で言っている公開会社法というのは上場会社法的なイメージなんですけれども、一定の社会への影響とか、あるいは投資家に与える影響とかも含めて考える、あるいはガバナンスに必要な影響力の大きさも考えると、上場会社に対する特別な規制をやはり特出ししてつくっていくみたいな考え方、上場会社法みたいな考え方も非常に必要なんじゃないかと私は思っています。

今、前の証券取引法ですね、金融商品取引法、この中に、上場会社に対しては、投資家保護という観点、それから市場の管理という観点からいろいろな規制が会計開示等々の関

係で盛り込まれていますけれども、私は、企業のガバナンスも含めて上場会社というもののあり方を規制するやり方として上場会社法みたいなものを考えていく、そういう時代にだんだん入っていくんじゃないかと思うんです。

この点で、まず、金融庁の方に、こういう上場会社法みたいなもののあり方、必要なんじゃないかという点に関して御所見を賜ればと思います。

○T大臣政務官 公開会社法に関しまして、私は今金融担当なんですけれども、もう一つ立場がありまして、経済財政担当の立場がありますが、経済財政担当の立場でいいますと、諮問会議の下に専門調査会というのがありまして、その下に、今先生が言われた我が国金融資本市場のグローバル化、この専門調査会を立ち上げまして、早稲田大学のU先生が主査として取りまとめられまして、その中では、公開会社法は有力な提案であるので、これから積極的に議論していきましょうというような取りまとめになっています。

一方、金融庁の立場で言わせていただきますと、金融商品取引法ができまして、金融商品取引法の中では、ディスクロージャーとかガバナンス、これは商法とはまた違うたてつけで規定を新しくしています。まずは、金融商品取引法、商法、証券業協会の自主規制ルールがあります、証券取引所の規則があります、こういう今ある箱の中で、どうやったら効果的に投資家が保護できるか、それを一生懸命やってみて、その延長線上で、そういうものが必要であるということになりましたら、それはそれで検討する余地はあるというふうに思います。

以上です。

○O委員 今お話しになった中では、やはり金融庁の政務官でいらっしゃるから、投資家保護という観点はどうしても前面に出てきて、その観点から、今回金取法も改正されましたので、できる箱の中で、その後の実効を見ながら検討していこうということでございまして、これはこれで一つの見識ですけれども。

上場会社に対して、投資家保護という規制のあり方に加えて、上場会社は投資家に対する影響以外にも社会全体に与える影響も非常に多うございます。PL、プロダクトライアビリティもありましょうし、あるいはそのほかにもいろいろな社会に与える影響、顧客あるいは被用者とのあり方なんかも含めていろいろな影響があり得ると思うんですね。そういう点も含めて、ガバナンスとかそういうことも含めて考えていかなきゃいけないと思うので、会社法の検討の中にも、やはりぜひ法務省の方でも、上場会社の、投資家保護という観点からだけじゃなくて、会社をうまくコントロールする、ガバナーするという観点からの検討をやっていく、そういうふうな時期に来ているんじゃないかと私は思うんです。

その点に関して、N大臣の御所見を伺いたいと思います。

○N 国務大臣 おっしゃるとおり、我が国の法体系では、閉鎖的な会社から上場会社まで、すべてに対応する規律という体系に今なっておるわけで、ただ、御指摘のように、社会全体に及ぼす影響が多い、特に投資家にも影響がある、こういう企業に対しては、企業統治のあり方も含めて、会社の規律にやはり特有のものがあるだろうということは、そういうふうに思います。

そういうことから、会社法なり、あるいは証取法などで若干の特別の規律も設けられているところでございますが、さらに新たに公開会社法というような法律をつくるということになると、どういう規律を設けることになるのかとか、どういう立法方式をとることになるのかとか、これはさらにもう少しいろいろな議論が必要なことではないかというふうに思います。

今後とも、関係方面の議論を見守り、また関係省庁とも意見を交換して検討してまいりたいと思います。

○○委員 商法のうちの会社法の部分、今回会社法になりましたけれども、これまでも累次の改正を経てきています。一年のうちに二回改正を行ったなんということもあったわけでございます。それだけ世の中、会社なり社会のあり方が急速に変わってきていて、会社に求められる機能あるいは会社がやらなければならないこと、あるいは会社とはどうあるべきかという社会におけるあり方も非常に一日一日、日々刻々と速く変わってきているんだと思うんです。

ですから、会社法を所管していらっしゃる法務省の立場としては、非常に常日ごろからアンテナを世の中に対して高く持って、そしてこの会社法のあり方も、一つの固定したあり方ではなくて、そのときそのときのあり方に応じて柔軟に変えていくというようなゆとり、幅を持って考えていかなきゃならないと私は思うんです。

この五月から、いわゆる合併対価の柔軟化で三角合併も解禁になります。これがどのくらいの、実需といいますか、本当に行われるのかわかりませんが、進んでいくかもしれませんが、今でも日本の企業の中でいわゆる外国人株主の保有率みたいなものがぐっとこの数年間で上がってきているわけでございますけれども、そうすると、会社のビヘービアというものが昔に比べて日本の会社においても相当変わってくる可能性があると思うんですね。

こういう日々刻々と変わっていく日本の会社のあり方を前提とすると、日本の会社法のあり方も常日ごろブラッシュアップしておくというふうな柔軟な態度が私は必要だと思いますので、ぜひそこに関しては柔軟に、機敏に動けるように検討を続けられる体制を維持していただきたいというふうに思う次第でございます。

この会社法、そして金融関係のあり方については、ちょっときょうはこれぐらいにしておきまして、また会社法の改正に従っていろいろな実例が出てきますので、その実例を踏まえながら、例えば先ほどの委員会等設置会社のあり方なんかも一たん状況を踏まえなが

ら精査していかなくやいけませんから、そういうものが情報として上がってきつつ、また、大臣と議論させていただければというふうに思う次第でございます。ありがとうございます。

政務官、結構でございます、ありがとうございました。またよろしく申し上げます。